

讃岐遍路道（根香寺道）地形図等作成業務 仕様書

【適用】

本仕様書は、香川県政策部文化芸術局文化振興課（以下「甲」という）が委託する讃岐遍路道（根香寺道）地形図等作成業務（以下「本業務」という。）に適用する。

【履行場所】

根香寺道（高松市国分寺町～坂出市高屋町）

【委託期間】

契約締結日～令和7年2月28日

【業務の目的】

本業務は、四国八十八ヶ所札所寺院を結ぶ遍路道の保護措置に向けた基本データ整備を行い、世界遺産登録を推進し、文化の振興を図ることを目的とする。

【管理技術者及び担当技術者】

受託者が業務を遂行するに当たって、本業務の目的を十分に理解した上で、管理技術者及び担当技術者として、測量士の資格を有する者を定めるものとする。また、本業務には文化財を対象とした石造物調査を含むことから、管理技術者には学芸員の資格及び石造物調査の実績を有する者を定めるものとする。

管理技術者及び担当技術者は、甲の定める監督員と常に密接な連携をはかり、甲の指示及び監督を受けるものとする。

【守秘義務】

受託者は、本業務中に知り得た情報を甲の許可無く他者に公開してはならない。

【疑義】

本仕様書に記載の無い事項及び疑義が生じた場合は、契約書によるほか甲と委託者による綿密な協議の上、誠実に本業務を遂行するものとする。

【準拠する主な図書及び基準】

- (1) 香川県公共測量作業規程
- (2) 用地調査等共通仕様書
- (3) 測量法
- (4) その他準拠する関係法令・条例等

【空間座標系】

データの位置座標は次の定義に従い行うものとする。

準拠する測地系：世界測地系（測地成果2011）

水平位置の基準 : 平面直角座標第 4 系
標高の基準 : 東京湾平均海面を基準とする標高 (T P)

【打ち合わせ協議】

受託者は、あらかじめ業務計画をたて、監督員の承認を得るものとし、業務の実施に当たっては、事前に監督員と打ち合わせを十分に行い、業務を円滑に遂行しなければならない。

また、監督員が必要と認める場合は、本業務の進捗状況を報告しなければならない。

【業務概要及び数量】

(1) 地形図作成 (1/1,000) 作成	0.65 k m ²
(2) 地形図作成 (1/500) 作成	
・ 3 級基準点作成	8 点
・ 4 級基準点作成	70 点
・ 現地測量	4.88 万 m ²
(3) 用地測量	2.25 万 m ²
(4) 公図は位置図作成及び公図編集	2.25 万 m ²
(5) 土地調査及び土地調査図作成	3.48 k m
(6) 石造物調査	44 点
(7) 報告書作成	1 式

【業務の内容】

1. 地形図作成 (1/1,000)

(1) 作業計画

航空写真及び航空写真標定要素により国分寺・根香寺遍路道及びその周辺において監督員が指示する範囲の 1/1,000 平面図を作成するものとする。

航空写真及び航空写真標定要素は所定の精度を有し、香川県公共測量作業規程に基づく 1/1,000 図化精度を確保できるものについて監督員と協議を行い、受託者による調達または甲より貸与を受けるものとする。

(2) 現地調査

現地調査に使用する空中写真の縮尺は、原則として図化縮尺と同縮尺とする。

現地調査は空中写真及び各種資料を活用し、次に定めるものについて実施する。

- ① 空中写真上で判読困難及び判読不能な事項の調査と補測
- ② 空中写真撮影後の変化状況の補測
- ③ 図式規定適用上必要な事項
- ④ その他特に必要と考えられるもの

(3) 数値図化

空中三角測量成果に基づき、デジタルステレオ図化機を用いて地図情報を数値形式で取得し記録する。使用する空中写真はスキャナーを使用して数値化をする。数値写真の画素は

0.021mm 以内で行い、特に下記に留意すること。

- ① 取得する地形地物等の数値図化データはその種類を表すための分類コードをつける。
- ② 等高線については 1 m 間隔で取得し、必要に応じて間曲線を用いる。
- ③ データの位置、形状をグラフィックディスプレイに出力し確認する。

(4) 数値編集

数値編集は現地調査等の結果に基づき編集装置を用いて数値図化データを加工編集し編集済データを作成する。編集装置の構成及び機能は次のものを使用する。

- ① 編集装置は電子計算機及びグラフィックディスプレイで構成されているもの。
- ② 対話処理機能を有し、地図データの追加・削除・編集等ができるもの。

(5) 補測編集

現地補測は、編集済データ出力図に表現されている重要な事項の確認及び必要部分の補備測量を現地において行い、編集済データに追加、修正などの編集処理を行うことにより補測編集済データを作成する。

現地補測において確認及び補備すべき事項は、次のとおりとする。

- ① 編集作業において生じた疑問事項及び表現事項
- ② 編集困難な事項
- ③ 現地調査以降に生じた変化に関する事項
- ④ 境界及び注記
- ⑤ 各種表現対象物の表現の誤り及び脱落

(6) 検査・校正

現地調査の結果及び図化した地物が図面内に適切に表現されているか、また規程等で定められた図式に従い地形が適切に表現されているかなどについて検査・校正を行うものとする。

(7) 数値地形図データファイルの作成

数値編集済データを定められた形式に従って処理し、CD-R等の記録媒体に記録する。地形図データファイルは、点検プログラム、グラフィックディスプレイ等により、データの内容が正しく記載されているかを確認する。

2. 地形図作成 (1/500)

(1) 基準点作成

設置する基準点は、測量対象区域周辺の既知点に基づき、3級及び4級基準点を設置する。また設置場所は、後続作業を考慮の上決定するものとする。但し、点間距離については、監督員の了解のもと規定を下回る場合も可とする。

使用する機器は、2級トータルステーション以上の性能を有するものとし、原則として、結合多角測量（結合式多角方式又は単線路方式）によるものとする。また、GPS方式による場合は、スタティック法または短縮スタティック法によるものとするが、これによらない場合は、監督員との協議を行なうものとする。

水平位置を示す座標系は、世界測地系に基づく平面直角座標系・第IV系を使用する。

観測精度及び計算許容範囲については、適切な既知点を使用できない場合を除き、公共測量作業規定によるものとする。

設置した3級及び4級基準点には、東京湾平均海面を基準とする標高を取り付けるものとする。

(2) 現地測量

基準点に基づき、遍路道敷地の状況をトータルステーション及び電子平板により、詳細に表現するものとする。図面縮尺は1/500とし、等高線間隔は1mとする。石段、石垣については原則として記号表記とする。ただし、監督員が詳細な計測の必要性を認める地形及び石造物等については、図面縮尺1/500以上の精度及び出力図を求める場合があり、その場合は別途協議の上、対応するものとする。

3. 用地測量

(1) 復元測量

境界確認に先立ち、貸与する管轄法務局等に備える公図及び地積測量図に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は復元すべき位置に仮杭を設置するものとする。

(2) 境界確認

復元測量の結果、公図等転写図、土地調査表等に基づき、境界点を確認し、関係権利者了承のもと、標杭を設置するものとする。

(3) 土地境界確認書作成

また、関係権利者全員確認したことの署名を求め、代理人の場合は、名義人との関係について付記するものとする。

(4) 境界測量

現地において近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、放射法等により境界点を測定し、その座標値を求めるものとする。ただし、やむを得ない場合は補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができるものとする。

(5) 土地調書作成

遍路道の適切な管理を行うため、境界確認後の史跡区域について調書を作成するものとする。調書には、対象地の所在・地目・地積・所有者・対象面積・その他必要項目を記載し、所有者等一覧表も作成するものとする。

(6) 協議書作成

「里道」、「水路」など法定外公共物の管理者と境界確認を行う協議依頼書を作成する。

4. 公図配置図作成及び公図編集

国土調査が未調査の範囲について、公図を地形図に合わせた転写図を作成するものとする。

5. 土地調査及び土地調査図作成

遍路道周辺の所有地確認のため、法務局で土地登記簿及び公図・旧図等を調査し、土地境界線及び地番・地目・地積・所有者情報を記載した地図データを作成し、1/1,000 地形図と重ね合わせた土地調査図を作成するものとする。作成した土地調査図について監督員が確認を行い、隣接地が必要と判断した場合は、あわせて作成するものとする。また、調査した登記簿をとりまとめた土地登記簿一覧表も作成するものとする。

6. 石造物調査

石造物調査は、丁石・道標・遍路墓等石造物について位置図（1/1,000）を作成するとともに写真撮影及び所在地・材質・形態・寸法・時代・名文等を現地にて調査を行い帳票形式で調査票を作成するものとする。調査項目・分類及びとりまとめ方については、事前に監督員の了承を得て調査を実施するとともに、中間・最終の2回、校正を受けるものとする。

7. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。

下記のものを含む成果報告書	2部
（1）地形図作成（1/1,000）	
① 地形図出力図（1/1,000）	1式
② 地形図データファイル（DWG・AI・PDF形式）	1式
（2）地形図作成（1/500）	
① 地形図出力図（1/500）	1式
② 地形図データファイル（DWG・AI・PDF形式）	1式
（3）土地調査図（1/1,000）	
① 土地調査図出力図（1/1,000）	1式
② 土地調査図データファイル（DWG・AI・PDF形式）	1式
（4）測量成果簿 （基準点測量成果、史跡境界確定結果資料等）	1式
（5）精度管理表	1式
（6）石造物調査票及びデータ	1式
（7）その他監督員が指示するもの	1式

【特記事項等】

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

高松市（国分寺～根香寺）

遍路道区分	延長	単位	備考
遍路道 赤	1,880	m	
遍路道 青	1,577	m	
合計	3,457	m	

遍路道図面作成面積等

面積区分	面積	単位	備考
3級基準点数	4.00	点	
4級基準点数	38.00	点	
現地測量(1/500)	2.63	万㎡	幅14m×延長1,880m
図化(1/1,000)	0.35	km ²	幅186m(片側93m)×延長1,880m
土地調査図等作成	1.88	km	
石造物調査	6.00	点	丁石0点 道標3点 遍路墓その他3点
石造物位置図作成	0.32	km ²	幅200m×延長1,577m

坂出市（国分寺～根香寺）

分担区分	延長	単位	備考
遍路道 赤	1,605	m	
遍路道 青	0	m	
合計	1,605	m	

遍路道図面作成面積等

面積区分	面積	単位	備考
3級基準点数	4.00	点	
4級基準点数	32.00	点	
現地測量(1/500)	2.25	万㎡	幅14m×延長1,605m
図化(1/1,000)	0.30	km ²	幅186m(片側93m)×延長1,605m
用地測量	2.25	万㎡	
土地調査図等作成	1.60	km	
石造物調査	38.00	点	丁石33点 道標0点 遍路墓その他5点
石造物位置図作成	0.00	km ²	幅200m×延長0m

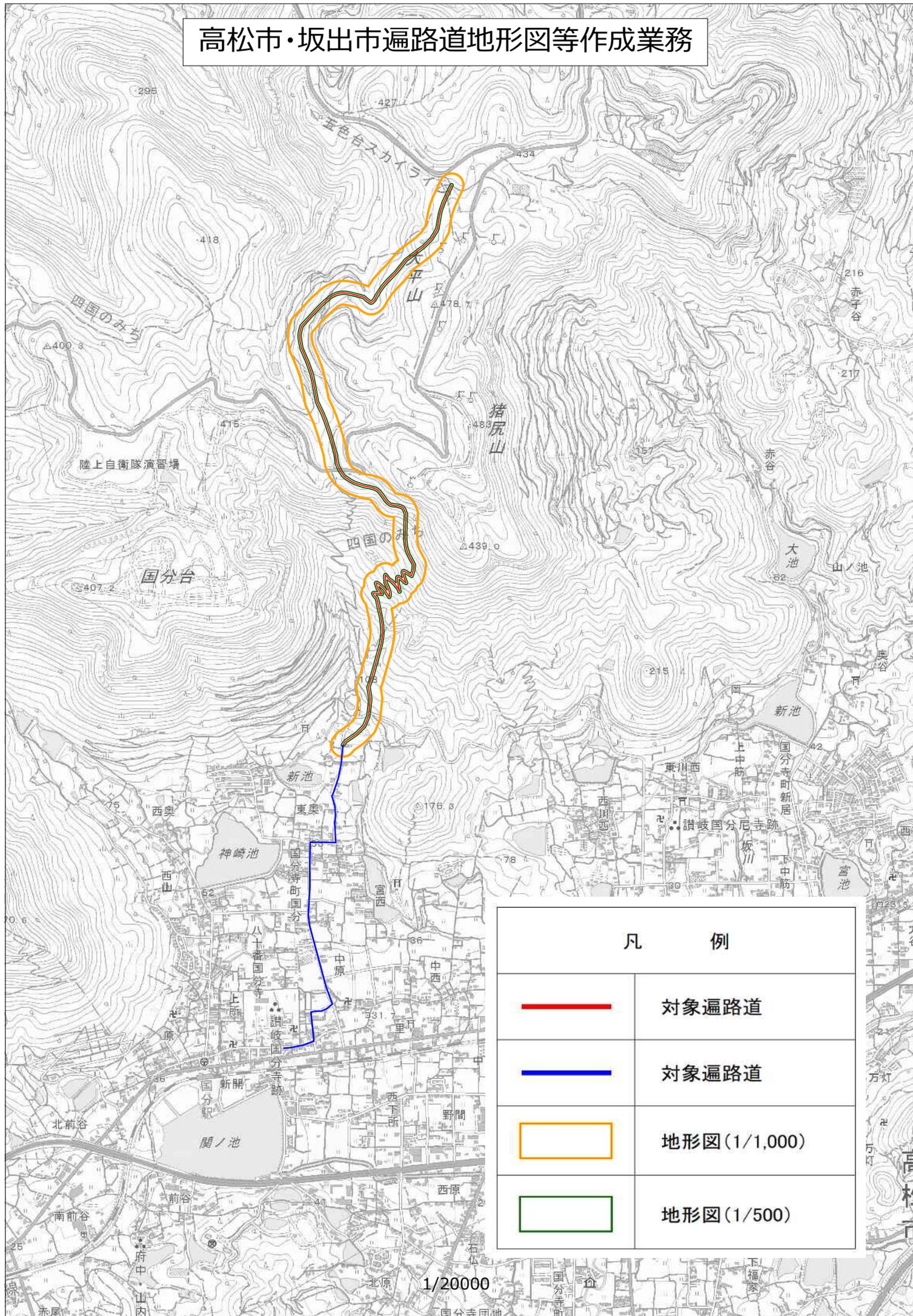
合計

分担区分	延長	単位	備考
遍路道 赤	3,485	m	
遍路道 青	1,577	m	
合計	5,062	m	

遍路道図面作成面積等

面積区分	面積	単位	備考
3級基準点数	8.00	点	
4級基準点数	70.00	点	
現地測量(1/500)	4.88	万㎡	幅14m×延長3,485m
図化(1/1,000)	0.65	km ²	幅186m(片側93m)×延長3,485m
用地測量	2.25	万㎡	
土地調査図等作成	3.48	km	
石造物調査	44.00	点	丁石33点 道標3点 遍路墓その他8点
石造物位置図作成	0.32	km ²	幅200m×延長1,577m

高松市・坂出市遍路道地形図等作成業務



凡 例

	対象遍路道
	対象遍路道
	地形図(1/1,000)
	地形図(1/500)